

介護人材確保推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は介護人材の確保を図るため、介護人材確保推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象事業)

第2 この補助金は、介護人材確保推進事業のうち次に掲げる事業を交付の対象とする。

- (1) キャリア形成訪問支援事業
- (2) 現任者向け資格取得支援事業
- (3) 介護事業所等紹介動画作成支援事業
- (4) 潜在介護人材再就職準備金貸付事業
- (5) 介護福祉士等修学資金貸付事業
- (6) 処遇改善アップグレード支援事業
- (7) 介護事業所ネットワーク化推進事業

(補助額の算出方法等)

第3 補助額は、次により算定する。

- (1) 別表の事業区分ごとに、基準額と補助対象経費の実支出額とを別表の交付対象者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

(交付の条件)

第4 この補助金は次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更又は事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けること。ただし、第8に定める軽微な変更は除く。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならないこと。

また、証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類

等を引き継がなければならない。

- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 事業主体が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例 23 号。以下「条例」という）第 2 条。第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
 - エ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ク その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項（風俗営業）及び第 5 項（性風俗関連特殊営業）の規定に該当する業種でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者
 - コ 事業申請日、又は補助金交付決定日の時点で、破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者
- (9) 事業に係る消費税及び地方消費税相当額については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなること。また、事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、知事に報告すること。

(10) 前各項により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付申請書の提出期日等)

第5 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式によるものとし、別途指示する日までに知事に提出しなければならない。ただし、補助金の額の変更の場合は、別記第2号様式による変更交付申請書を別途指示する日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の交付申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該金額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱)

第6 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

2 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(変更の承認申請)

第7 第4の(1)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第8 第4の(1)に規定する軽微な変更は、交付決定額に影響を及ぼさない範囲内で、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助対象事業費の20パーセント以内の経費の配分の変更
- (2) 補助金交付の目的及び条件に違反しない事業計画変更

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9 第4の(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による申請書を事業を中止し、又は廃止しようとする日の60日前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告)

第10 第4の(3)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第 11 規則第 7 条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して 15 日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(実績報告)

第 12 規則第 12 条の規定による実績報告書は、別記第 5 号様式のとおりとし、別途指示する日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第 13 補助金の交付は、規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に行うものとする。ただし、知事が必要があると認める場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 前項ただし書の規定により概算払を受けようとするときは、別記第 6 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第 7 号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(検査の実施)

第 15 知事は、補助対象者に対し、必要に応じて検査を実施することができる。

(交付決定の取り消し)

第 16 知事は、補助対象の事業として継続することが不相当と認める場合は、交付決定を取り消すことができる。

(その他)

第 17 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施し、平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 29 日から実施し、平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 1 日から実施し、平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 31 日から実施し、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止する。
ただし、平成 25 年 3 月 31 日以前に交付決定を受けた事業については、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 31 日から実施し、平成 27 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 27 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 14 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 20 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 27 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 5 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
ただし、平成 31 年 3 月 31 日以前に交付決定を受けた事業については、従前の例による。

別表 事業区分及び交付対象者

補助対象事業 事業区分	対象者	基準額	対象経費	補助率
1 キャリア形成訪問支援事業	養成施設等	上限額：30千円/1回	報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費に限る）、役務費（通信運搬費に限る）、委託料、使用料及び賃借料	県1/2、 （介護サービス事業所等1/2）
2 現任者向け資格取得支援事業	介護サービス事業所等	上限額： ① 1人10万円 ② 1人15万円 ③ 1人5万円	① 介護職員初任者研修の受講費用 ② 介護職員実務者研修の受講費用 ③ 介護福祉士受験対策講座及び介護福祉士試験受験費用 （受講費用や対策講座に教材費（テキスト代等）等が含まれている場合はそれを除いた額）	県2/3または1/3 （介護サービス事業所等1/3または2/3）
3 魅力情報発信事業 介護事業所等紹介動画 作成支援事業	介護サービス事業者	上限額：20万円/1介護サービス事業者等	動画作成を行うために必要な経費（詳細は要領に記載）	県10/10
4 介護福祉士等修学資金貸付事業 (1)介護福祉士等修学資金 (2)再就職準備貸付金	団体等	詳細は実施要領に記載		

	補助対象事業	対象者	基準額	対象経費	補助率
	事業区分				
	5 処遇改善アップグレード支援事業	介護サービス事業所等	上限額：①、②ごとに20万円/1介護サービス事業所等	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア段位制度のアセッサー講習受講料 ・新人介護職員に対するエルダーメンター制度導入による人材育成のための研修受講料等 ・専門的な相談員（社会保険労務士など）による加算の取得等にかかる個別の助言・指導等のための経費 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な相談員（社会保険労務士など）による加算の取得等にかかる個別の助言・指導等のための経費 	<p>①</p> <p>県2/3、（介護サービス事業所等1/3）</p> <p>②</p> <p>県 10/10</p> <p>※ 原則として、介護職員処遇改善加算の新規取得又はより上位区分の加算を取得する場合</p>

	補助対象事業	対象者	基準額	対象経費	補助率
	事業区分				
6	介護事業所ネットワーク化推進事業	介護サービス事業者等	<p>① ネットワーク化事業 上限額：240万円</p> <p>② 大規模ネットワーク化事業 上限額：400万円</p>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員採用の共有化や合同面接会の開催 ・合同研修会の開催による効率的な職員教育の実施 ・人事交流の推進や人事異動の共有化 ・経営労務管理体制の強化 ・各法人の強みを活かした共同事業 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人間連携プラットフォームを設置し、地域課題に関する討議等を行う費用 ・複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げに係る費用 ・福祉・介護人材の確保・定着のための取組の推進に係る費用 ・その他、本事業の目的を達成するため、必要と認められる取組に係る費用 	<p>①</p> <p>県 2 / 3、 (介護サービス事業者等 1 / 3)</p> <p>②</p> <p>県 10 / 10</p>